

PD会議 議事運営規則

令和5年4月21日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

(目的)

第1条 PD会議は、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」(ガバニングボード 令和4年12月23日最終改正)に基づき、効果的かつ効率的な課題運営に向けて、ベストプラクティスの共有や課題間での連携促進を促進するため、プログラム統括チームの運営の下で、PDその他の各課題の関係者や検討事項に係る関係者が議論を行う場とする。

(PD会議の運営)

第2条 PD会議の議事の運営に関しては、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」その他のガバニングボードが定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第3条 PD会議の座長は、プログラム統括チームのチーム長とする。

2 座長は、PD会議の事務を掌理する。

3 座長が、PD会議に出席できない場合は、チーム長代理がその職務を代理する。

(PD会議の出欠等)

第4条 各課題の代表者(以下「代表者」という。)としてPDが参加することとする。PDが欠席する場合は、代理人を代表者としてPD会議に出席させることができる。

2 PD会議を欠席するPDは、座長を通じて、当該PD会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第5条 PD会議は、全代表者の過半数が出席しなければ、議決を必要とする議事を取り扱うことはできない。

2 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(代表者以外の者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、内閣府課題担当、関係省庁、研究推進法人その他の課題の関係者や、課題間での連携や課題間で共通する事項などの検討事項に係る関係者の出席を求めることができる。

2 ガバニングボード座長その他のCSTI有識者議員は、オブザーバとして参加することができる。

(会議の公開)

第7条 PD会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。

(雑則)

第8条 この運営規則に定めるもののほか、PD会議に関し必要な事項は、座長が定めることができる。